

別表第2(第10条関係)群馬中央病院附属介護老人保健施設料金表

I 介護老人保健施設へ入所する場合

1 介護老人保健施設サービス費

地域区分 7級地: 10.14 円/単位

項目	単位数	円(1割)	円(2割)	円(3割)	備考	
介護保険施設サービス費 (在宅強化型・多床室)	要介護1	871 /日	884	1,767	2,650	
	要介護2	947 /日	961	1,921	2,881	
	要介護3	1,014 /日	1,029	2,057	3,085	
	要介護4	1,072 /日	1,087	2,174	3,261	
	要介護5	1,125 /日	1,141	2,282	3,423	
介護保険施設サービス費 (在宅強化型・従来型個室)	要介護1	788 /日	799	1,598	2,397	
	要介護2	863 /日	875	1,750	2,625	
	要介護3	928 /日	941	1,882	2,823	
	要介護4	985 /日	999	1,998	2,997	
	要介護5	1,040 /日	1,055	2,109	3,164	
介護保険施設サービス費 (基本型・多床室)	要介護1	793 /日	805	1,609	2,413	
	要介護2	843 /日	855	1,710	2,565	
	要介護3	908 /日	921	1,842	2,763	
	要介護4	961 /日	975	1,949	2,924	
	要介護5	1,012 /日	1,027	2,053	3,079	
介護保険施設サービス費 (基本型・従来型個室)	要介護1	717 /日	727	1,454	2,181	
	要介護2	763 /日	774	1,548	2,321	
	要介護3	828 /日	840	1,679	2,519	
	要介護4	883 /日	896	1,791	2,686	
	要介護5	932 /日	945	1,890	2,835	

2 加算

在宅復帰在宅療養支援機能加算 I	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(基本型のみ)
在宅復帰在宅療養支援加算 II	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(在宅強化型のみ)
短期集中リハビリテーション実施加算 I	258 /日	262	524	785	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。入所時及び月1回以上ADL等の評価を行い、その結果の情報を厚労省に提出し、リハビリテーション計画を見直した場合。
短期集中リハビリテーション実施加算 II	200 /日	203	406	609	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	240 /日	244	487	730	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し集中的なリハビリテーションを個別に行なった場合に、入所の日から起算して3月以内の期間に限り算定。入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、リハビリテーション計画を作成。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	120 /日	122	244	365	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し集中的なリハビリテーションを個別に行なった場合に、入所の日から起算して3月以内の期間に限り加算。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 I	53 /月	54	108	162	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。かつ口腔衛生管理加算 II 及び栄養マネジメント強化加算を算定し、厚労省へデータ提出。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	33 /月	34	67	101	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。厚労省へデータ提出。

認知症ケア加算	76 /日	77	154	231	認知専門棟に入所した場合、基本料金に左記金額を加算。
若年性認知症入所者受入加算	120 /日	122	244	365	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行なった場合には、1日につき所定の単位数に加算。
外泊時費用	362 /日	367	734	1,101	外泊した場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に代えて左記の金額となる。(ただし、月6日まで)
初期加算(Ⅰ)	60 /日	61	122	183	入所した日から起算して30日以内の期間につき1日につき所定単位数を加算。かつ当該施設のウェブサイトや地域の他医療機関に空床情報を定期的に公表していること。
初期加算(Ⅱ)	30 /日	31	61	92	入所した日から起算して30日以内の期間につき1日につき所定単位数を加算。
夜勤職員配置加算	24 /回	25	49	73	夜勤職員の体制が20名に1名以上、かつ入所者41以上では2、入所者40以下では1を超えるように配置してある場合に加算。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 /回	457	913	1,369	入所30日前、及び入所後7日迄に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定。
入退所前連携加算(Ⅰ)	600 /回	609	1,217	1,826	入所者の退所に先立って、当該入所者が利用の希望する居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携をして退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 /回	406	812	1,217	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 /回	507	1,014	1,521	退所後の主治の医師に対して、診療情報を示す文章を添えて入所者の紹介を行ったときに加算。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 /回	254	507	761	退所後の医療機関に対して、診療情報を示す文章を添えて入所者の紹介を行ったときに加算。
老人訪問看護指示加算	300 /回	305	609	913	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算。
栄養マネジメント強化加算	11 /日	12	23	34	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を実施、入所者ごとの栄養状態、嗜好等の食事調整等を実施する。厚労省へのデータ提出。
療養食加算(1回につき)	6 /回	6	12	18	疾病治療の手段として、医師の指示により提供された腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食等が提供された場合に加算。
再入所時栄養連携加算	200 /回	203	406	609	入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等を必要となった場合に算定(経管栄養又は嚥下調整食等)
退所時栄養情報連携加算	70 /回	71	142	213	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、特別食を必要とする入所者、又は低栄養状態と医師が判断した入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合。
経口移行加算	28 /日	29	57	85	経管栄養を実施している高齢者に対して、経口摂取への移行の可能性に関する評価を適切に行い、移行計画を策定し、経口摂取を可能とした場合等を評価した場合に加算(180日を限度とする)
経口維持加算(Ⅰ)	400 /月	406	812	1,217	経口により食事を摂取している者であって、摂食障害や誤嚥を有する入所者に対して医師又は歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が協働して会議を行い、管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。
経口維持加算(Ⅱ)	100 /月	102	203	305	経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、1月につき算定。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 /月	41	81	122	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 /月	61	122	183	日常生活動作、口腔、栄養、嚥下、認知症等のデータを厚労省に提出し、ケアの質の向上の取り組みを推進する。
緊急時施設療養加算	518 /回	526	1,051	1,576	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 /日	243	485	727	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480 /日	487	974	1,461	厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に加算。(Ⅰは連続する7日間、Ⅱは連続する10日間を限度とする)
新興感染症等施設療養費	240 /日	244	487	730	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関の確保。感染症に感染した入所者等を適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合。1月に1回、連続する5日を限度に算定。

口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 /月	92	183	274	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に1月につき所定単位を算定。厚労省にデータ提出。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 /月	112	223	335	
認知症行動心理症状緊急対応加算	200 /日	203	406	609	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所サービスを提供した場合に加算。(入所した日から起算して7日を限度とする)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 /日	3	6	9	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適正に配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。(Ⅰ)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 /日	4	8	12	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。(Ⅱ)
認知症ケアチーム推進加算Ⅰ	150 /月	153	305	457	入所者の総数のうち認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者、又は認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。
認知症ケアチーム推進加算Ⅱ	120 /月	122	244	365	入所者の総数のうち認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 /日	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の配置。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 /月	3	6	9	入所者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目において、定期的な評価を実施。計画的に管理し状態に応じて所定単位数を算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 /月	14	27	40	
自立支援促進加算	300 /月	305	609	913	医師が自立支援のために必要な医学評価を行い、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。厚労省にデータ提出。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 /月	11	21	31	排泄に介護を要する利用者のうち、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して状態を分析し支援計画を作成し支援を継続する。厚労省にデータ提出。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 /月	16	31	46	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 /月	21	41	61	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140 /日	142	284	426	入所時に6種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に対し、当施設の医師が主治の医師と共同し総合的評価及び調整を行った場合。また、入所時に処方内容の変更の可能性があることを主治医に説明し、合意を得られていること。更に退所時又は退所1月以内に情報提供を行っている場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70 /日	71	142	213	入所時に6種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に対し、当施設の医師が主治の医師と共同し総合的評価及び調整を行った場合。また、退所時又は退所1月以内に情報提供を行っている場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240 /日	244	487	730	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)の要件を満たし、厚労省へデータ提出。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100 /日	102	203	305	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の要件を満たし、入所と比較して退所時に1種類以上の薬剤を減少をした場合。
ターミナルケア加算	72 /日	73	146	219	死亡日45日前～31日前
	160 /日	163	325	487	死亡日以上30日以下
	910 /日	923	1,846	2,769	死亡日以前2日又は3日
	1,900 /日	1,927	3,854	5,780	死亡日
協力医療機関連携加算(1)	100 /月	102	203	305	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有すぐ会議を定期的実施し、①急変した場合、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②診療希望の際、診療を行う体制を常時確保していること。③急変した場合、当該施設の医師又は協力医療機関の医師他が診療を行い、入院が必要な場合受け入れる体制を確保していること。①～③を満たす場合。 ※令和6年度より算定。
	50 /月	51	102	153	※令和7年度より算定。
協力医療機関連携加算(2)	5 /月	5	10	15	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有すぐ会議を定期的実施し、協力医療機関連携加算(1)の要件①～③以外の場合。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 /月	11	21	31	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保しており、協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時の取り決めを行い、連携し適切に対応している。また当該医療機関等における院内感染対策に関する研修、訓練を年1回以上参加している場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 /月	5	10	15	医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 /月	102	203	305	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 /月	11	21	31	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催。改善活動を継続的に行っていること。見守りテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出した場合。
安全対策体制加算	20 /回	21	41	61	事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進。入所時に1回限り算定。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の3単位相当を減算。感染症予防及び、まん延防止の指針、整備及び非常災害に関する具体的計画の策定
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の97単位				未実施の場合、所定単位数の100分の97単位相当を減算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	所定単位数の7.5%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	加算(Ⅰ)7.5%、(Ⅱ)7.1%、(Ⅲ)5.4%、(Ⅳ)4.4%を所定単位数より算定。

3 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額		備考
居住に要する費用	従来型個室	1,670 円/日	
	多床室	600 円/日	
食事の提供に必要な費用	2,000 円/日		おやつ代込み

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額		備考
居住に要する費用に関する費用	第1段階負担限度額		世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者。預貯金額単身(1,000万円以下)、夫婦(2,000円以下)。又は生活保護受給者
	従来型個室	550 円/日	
	多床室	なし 円/日	
	第2段階負担限度額		世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。預貯金額が単身(650万円)、夫婦(1,650万円)
	従来型個室	550 円/日	
	多床室	430 円/日	
	第3段階負担限度額①		世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。預貯金額が単身(550万円)、夫婦(1,550万円)
	従来型個室	1,370 円/日	
多床室	430 円/日		
第3段階負担限度額②		世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方。預貯金額が単身(500万円)、夫婦(1,500万円)	
従来型個室	1,370 円/日		
多床室	430 円/日		
食事の提供に必要な費用	第1段階負担限度額	300 円/日	※1食でも食べれば左記の費用がかかります。
	第2段階負担限度額	390 円/日	
	第3段階負担限度額①	650 円/日	
	第3段階負担限度額②	1,360 円/日	

4 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額		内容等
理美容代	2,000	円/回	実費相当の額
日用品費	100	円/日	シャンプー・トイレトペーパー・石けん等
教養娯楽費	100	円/日	折り紙・のり・ハサミ・テープ等
電気代	55	円/日	1台につき1日(税込)
洗濯代行サービス	825	円/ネット	業者による洗濯代行サービス。週2回の回収。
診断書料(一般)	2,200	円/通	1通につき(税込)
診断書料(生命保険等)	5,500	円/通	1通につき(税込)
診断書料(死亡診断書)	2,200	円/通	1通につき(税込)
証明書料	1,100	円/通	支払い証明書等 1通につき(税込)
予防接種料	実費		
特別な室料の費用(1人部屋)	2,200	円/日	1日につき(税込)

※日用品費・教養娯楽費については、退所、入院をして1日施設に居なくても1日分の料金をいただきます。

II 短期入所療養介護を利用する場合

1 短期入所療養介護費

地域区分 7級地: 10.14 円/単位

項目	単位数	円(1割)	円(2割)	円(3割)	備考
短期入所療養介護費 (在宅強化型・多床室)	要介護1	902 /日	915	1,830	2,744
	要介護2	979 /日	993	1,986	2,979
	要介護3	1,044 /日	1,059	2,118	3,176
	要介護4	1,102 /日	1,118	2,235	3,353
	要介護5	1,161 /日	1,178	2,355	3,532
短期入所療養介護費 (在宅強化型・従来型個室)	要介護1	819 /日	831	1,661	2,492
	要介護2	893 /日	906	1,811	2,717
	要介護3	958 /日	972	1,943	2,915
	要介護4	1,017 /日	1,032	2,063	3,094
	要介護5	1,074 /日	1,089	2,178	3,267
短期入所療養介護費 (基本型・多床室)	要介護1	830 /日	842	1,684	2,525
	要介護2	880 /日	893	1,785	2,677
	要介護3	944 /日	958	1,915	2,872
	要介護4	997 /日	1,011	2,022	3,033
	要介護5	1,052 /日	1,067	2,134	3,201
短期入所療養介護費 (基本型・従来型個室)	要介護1	753 /日	764	1,527	2,291
	要介護2	801 /日	813	1,625	2,437
	要介護3	864 /日	876	1,752	2,628
	要介護4	918 /日	931	1,862	2,793
	要介護5	971 /日	985	1,969	2,954

2 加算

在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(基本型のみ)
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(在宅強化型のみ)
夜勤職員配置加算	24 /日	25	49	73	夜勤職員の体制が20名に1名以上、かつ入所者41以上では2、入所者40以下では1を超えるように配置してある場合に加算。

個別リハビリテーション実施加算	240 /回	244	487	730	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分行った場合に加算。
認知症ケア加算	76 /日	77	154	231	認知専門棟に入所した場合、基本料金に左記金額を加算。
若年性認知症入所者受入加算	120 /日	122	244	365	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行なった場合には、1日につき所定の単位数に加算。
認知症行動心理症状緊急対応加算	200 /日	203	406	609	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所サービスを提供した場合に加算。(入所した日から起算して7日を限度として)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 /日	3	6	9	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適正に配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。(Ⅰ)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 /回	4	8	12	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。(Ⅱ)
緊急短期入所受入加算	90 /回	92	183	274	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合に利用開始日から起算して7日を限度として加算。
重度療養管理加算	120 /回	122	244	365	計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合につき加算
総合医学管理加算	275 /回	279	558	837	治療管理を目的とした、指定短期入所療養介護を利用した場合に算定。利用中10日間を限度。
口腔連携強化加算	50 /月	51	102	153	診療報酬歯科点数表(区分C000)の算定実績がある歯科医療機関の医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の相談対応ができる体制であり、口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に、評価結果を情報提供した場合。1月に1回算定。
送迎加算(片道)	184 /回	187	373	560	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
療養食加算	8 /回	9	17	25	疾病治療の手段として、医師の指示により提供された腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食等が提供された場合に加算
緊急時施設療養加算	518 /日	526	1,051	1,576	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 /日	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の配置。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 /月	102	203	305	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 /月	11	21	31	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催。改善活動を継続的に行っていること。見守りテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出した場合。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の3単位相当を減算。感染症予防及び、まん延防止の指針、整備及び非常災害に関する具体的計画の策定
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1単位				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	所定単位数の7.5%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	加算(Ⅰ)7.5%、(Ⅱ)7.1%、(Ⅲ)5.4%、(Ⅳ)4.4%を所定単位数より算定。

3 予防短期入所療養介護費

項目	単位数	円(1割)	円(2割)	円(3割)	備考	
予防短期入所療養介護費 (在宅強化型・多床室)	要支援1	672 /日	682	1,363	2,045	
	要支援2	834 /日	846	1,692	2,537	
予防短期入所療養介護費 (在宅強化型・従来型個室)	要支援1	632 /日	641	1,282	1,923	
	要支援2	778 /日	789	1,578	2,367	
予防短期入所療養介護費 (基本型・多床室)	要支援1	613 /日	622	1,243	1,865	
	要支援2	774 /日	785	1,570	2,355	
予防短期入所療養介護費 (基本型・従来型個室)	要支援1	579 /日	588	1,175	1,762	
	要支援2	726 /日	737	1,473	2,209	

4 加算

在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(基本型のみ)
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51 /日	52	104	156	介護保険施設サービス費(在宅強化型のみ)
夜勤職員配置加算	24 /日	25	49	73	夜勤職員の体制が20名に1名以上、かつ入所者41以上では2、入所者40以下では1を超えるように配置してある場合に加算。
個別リハビリテーション実施加算	240 /月	244	487	730	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分行った場合に加算。
若年性認知症入所者受入加算	120 /日	122	244	365	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行なった場合には、1日につき所定の単位数に加算。
認知症行動心理症状緊急対応加算	200 /日	203	406	609	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所サービスを提供した場合に加算。(入所した日から起算して7日を限度として)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 /日	3	6	9	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適正に配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。(Ⅰ)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 /回	4	8	12	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。(Ⅱ)
総合医学管理加算	275 /回	279	558	837	治療管理を目的とした、指定短期入所療養介護を利用した場合に算定。利用中10日間を限度。
口腔連携強化加算	50 /月	51	102	153	診療報酬歯科点数表(区分C000)の算定実績がある歯科医療機関の医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の相談対応ができる体制であり、口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に、評価結果を情報提供した場合。1月に1回算定。
送迎加算(片道)	184 /回	187	373	560	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
療養食加算	8 /回	9	17	25	疾病治療の手段として、医師の指示により提供された腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食等が提供された場合に加算
緊急時施設療養加算	518 /日	526	1,051	1,576	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 /日	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の配置。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 /月	102	203	305	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 /月	11	21	31	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催。改善活動を継続的に行っていること。見守りテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出した場合。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の3単位相当を減算。感染症予防及び、まん延防止の指針、整備及び非常災害に関する具体的計画の策定
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1単位				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	所定単位数の7.5%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	加算(Ⅰ)7.5%、(Ⅱ)7.1%、(Ⅲ)5.4%、(Ⅳ)4.4%を所定単位数より算定。

5 食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額			備考
滞中に要する費用	従来型個室	1,670	円/日	
	多床室	600	円/日	
食事の提供に必要な費用	朝食	525	円/日	おやつ代込み
	昼食	800	円/日	
	夕食	675	円/日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額			備考
滞中に要する費用	第1段階負担限度額			世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者。預貯金額単身(1,000万円以下)、夫婦(2,000円以下)。又は生活保護受給者。
	従来型個室	550	円/日	
	多床室	なし	円/日	
	第2段階負担限度額			世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。預貯金額が単身(650万円)、夫婦(1,650万円)
	従来型個室	550	円/日	
	多床室	430	円/日	
	第3段階負担限度額①			世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。預貯金額が単身(550万円)、夫婦(1,550万円)
	従来型個室	1,370	円/日	
	多床室	430	円/日	
	第3段階負担限度額②			世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方。預貯金額が単身(500万円)、夫婦(1,500万円)
従来型個室	1,370	円/日		
多床室	430	円/日		
食事の提供に必要な費用	第1段階負担限度額	300	円/日	※1食でも食べれば左記の費用がかかります。
	第2段階負担限度額	600	円/日	
	第3段階負担限度額①	1,000	円/日	
	第3段階負担限度額②	1,300	円/日	

6 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額		内容等
理美容代	2,000	円/回	実費相当の額
日用品費	100	円/日	シャンプー・トイレトペーパー・石けん等
教養娯楽費	100	円/日	折り紙・のり・ハサミ・テープ等
電気代	55	円/日	1台につき1日(税込)
洗濯代行サービス	825	円/ネット	業者による洗濯代行サービス。週2回の回収。
診断書料(一般)	2,200	円/通	1通につき(税込)
診断書料(生命保険等)	5,500	円/通	1通につき(税込)
診断書料(死亡診断書)	2,200	円/通	1通につき(税込)
証明書料	1,100	円/通	支払い証明書等 1通につき(税込)
予防接種料	実費		
特別な室料の費用(1人部屋)	2,200	円/日	1日につき(税込)

※日用品費・教養娯楽費については、退所、入院をして1日施設に居なくても1日分の料金をいただきます。

Ⅲ 通所リハビリテーションを利用する場合

1 通所リハビリテーション費

地域区分 7級地: 10.17 円/単位

項目	単位数	円(1割)	円(2割)	円(3割)	備考
所要時間1時間以上2時間未満	要介護1	369 /日	376	751	1,126
	要介護2	398 /日	405	810	1,215
	要介護3	429 /日	437	873	1,309
	要介護4	458 /日	466	932	1,398
	要介護5	491 /日	500	999	1,498
所要時間2時間以上3時間未満	要介護1	383 /日	390	779	1,169
	要介護2	439 /日	447	893	1,340
	要介護3	498 /日	507	1,013	1,520
	要介護4	555 /日	565	1,129	1,694
	要介護5	612 /日	623	1,245	1,868
所要時間3時間以上4時間未満	要介護1	486 /日	495	989	1,483
	要介護2	565 /日	575	1,150	1,724
	要介護3	643 /日	654	1,308	1,962
	要介護4	743 /日	756	1,512	2,267
	要介護5	842 /日	857	1,713	2,569
所要時間4時間以上5時間未満	要介護1	553 /日	563	1,125	1,688
	要介護2	642 /日	653	1,306	1,959
	要介護3	730 /日	743	1,485	2,228
	要介護4	844 /日	859	1,717	2,575
	要介護5	957 /日	974	1,947	2,920
所要時間5時間以上6時間未満	要介護1	622 /日	633	1,265	1,898
	要介護2	738 /日	751	1,501	2,252
	要介護3	852 /日	867	1,733	2,600
	要介護4	987 /日	1,004	2,008	3,012
	要介護5	1,120 /日	1,139	2,278	3,417
所要時間6時間以上7時間未満	要介護1	715 /日	728	1,455	2,182
	要介護2	850 /日	865	1,729	2,594
	要介護3	981 /日	998	1,996	2,993
	要介護4	1,137 /日	1,157	2,313	3,469
	要介護5	1,290 /日	1,312	2,624	3,936
所要時間7時間以上8時間未満	要介護1	762 /日	775	1,550	2,325
	要介護2	903 /日	919	1,837	2,755
	要介護3	1,046 /日	1,064	2,128	3,192
	要介護4	1,215 /日	1,236	2,472	3,707
	要介護5	1,379 /日	1,403	2,805	4,208

2 加算

入浴介助加算Ⅰ	40 /日	41	82	122	入浴介助を適切に行う事ができる人員・設備を有し、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う。
入浴介助加算Ⅱ	60 /日	61	122	183	入浴介助加算Ⅰを満たし、医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作や環境を評価。個別の入浴計画を作成。
リハビリテーションマネジメント加算イ	560 /月	570	1,139	1,709	同意日の属する月から6月以内に実施された場合。
	240 /月	244	488	732	同意日の属する月から6月を超えて実施された場合。
リハビリテーションマネジメント加算ロ	593 /月	603	1,206	1,809	同意日の属する月から6月以内に実施された場合。厚労省にデータ提出。
	273 /月	278	556	833	同意日の属する月から6月を超えて実施された場合。厚労省にデータ提出。

リハビリテーションマネジメント加算ハ	793 /月	807	1,613	2,420	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。関係職種が情報を相互に共有しており、計画書を見直していること。更に同意日の属する月から6月以内に実施された場合。
	473 /月	481	962	1,443	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。関係職種が情報を相互に共有しており、計画書を見直していること。更に同意日の属する月から6月を超えて実施された場合。
リハビリテーションマネジメント加算4	270 /月	275	549	824	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合の加算。
短期集中リハビリテーション実施加算	110 /回	112	224	336	退院(所)日又は認定日から起算して1月超3月以内の期間に行われた場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 /回	244	488	732	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し、退院日又は通所開始日から起算して3カ月以内に週に2回を限度として実施した場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920 /回	1,953	3,906	5,858	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し、退院日又は通所開始日から起算して3カ月以内に実施した場合。(1ヶ月に4回以上実施)
口腔機能向上加算Ⅰ	150 /回	153	305	458	口腔機能が低下している利用者又はその恐れのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として個別的に口腔清掃の指導実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をした場合で維持又は向上に資すると認められた場合。
口腔機能向上加算Ⅱイ	160 /回	163	326	489	リハビリテーションマネジメント加算ハを算定せず、口腔機能向上加算Ⅰを満たし、口腔機能改善管理指導計画等のデータを厚労省に提出した場合。
口腔機能向上加算Ⅱロ	155 /回	158	316	473	リハビリテーションマネジメント加算ハを算定、かつ口腔機能向上加算Ⅰを満たし、口腔機能改善管理指導計画等のデータを厚労省に提出した場合。
重度療養管理加算	100 /回	102	204	306	計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合につき算定。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 /日	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の配置。
栄養改善加算	200 /回	204	407	611	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を加算。必要に応じて居宅を訪問する。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 /回	21	41	61	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供する。また、栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供した場合に算定。(6月に1回が限度)
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 /回	5	10	15	
栄養アセスメント加算	50 /月	51	102	153	管理栄養士、看護職員、介護職員、相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施。厚労省へ栄養状態のデータ提出。
中重度者ケア体制加算	20 /回	21	41	61	介護度3以上の利用者の占める割合が30%以上で、専ら指定サービス提供に当たる看護職員を1以上確保している。
退院時共同指導加算	600 /回	611	1,221	1,831	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、その他の従業者が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定。退院につき1回限り、算定。
移行支援加算	12 /日	13	25	37	評価対象期間において通所リハビリテーションの提供を終了した者の割合により算定。リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供。

生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250 /月	1,272	2,543	3,814	生活行為に関わるサービスが計画的に実施され、6月以内に終了となった場合に算定。医師又は医師の指示を受けた療士又は言語聴覚士が1月に1回以上居室を訪問する。
リハビリテーション提供体制加算	12 /回	13	25	37	リハビリ専門職の配置により、所要時間3時間以上4時間未満の場合に算定。
	16 /回	17	33	49	リハビリ専門職の配置により、所要時間4時間以上5時間未満の場合に算定。
	20 /回	21	41	61	リハビリ専門職の配置により、所要時間5時間以上6時間未満の場合に算定。
	24 /回	25	49	74	リハビリ専門職の配置により、所要時間6時間以上7時間未満の場合に算定。
	28 /回	29	57	86	リハビリ専門職の配置により、所要時間7時間以上8時間未満の場合に算定。
科学的介護推進体制加算	40 /月	41	82	122	日常生活動作、口腔、栄養、嚥下、認知症等のデータを厚労省に提出し、ケアの質の向上の取り組みを推進する。
通所リハビリ送迎減算	-47 /回	-48	-96	-144	利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合は片道につき所定単位を減算。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	所定単位数の8.6%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	加算(Ⅰ)8.6%、(Ⅱ)8.3%、(Ⅲ)6.6%、(Ⅳ)5.3%を所定単位数より算定。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の3単位相当を減算。感染症予防及び、まん延防止の指針、整備及び非常災害に関する具体的計画の策定

3 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)

	項目	単位数	円(1割)	円(2割)	円(3割)	備考
基本料金	要支援1	2,268 /月	2,307	4,613	6,920	
	要支援2	4,228 /月	4,300	8,600	12,900	

4 加算

栄養改善加算	200 /月	204	407	611	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合、1月につき加算する。
栄養アセスメント加算	50 /月	51	102	153	管理栄養士、看護職員、介護職員、相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施。厚労省へ栄養状態のデータ提出。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 /回	21	41	61	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供する。また、栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供した場合に算定。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 /回	5	10	15	
口腔機能向上加算Ⅰ	150 /月	153	305	458	口腔機能が低下している利用者又はその恐れのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として個別に口腔清掃の指導実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をした場合で維持又は向上に資すると認められた場合。
口腔機能向上加算Ⅱ	160 /月	163	326	489	口腔機能向上加算Ⅰを満たし、口腔機能改善管理指導計画等のデータを厚労省に提出。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 /月	572	1,143	1,715	生活行為に関わるサービスが計画的に実施され、6月以内に終了となった場合に算定。
一体的サービス提供加算	480 /月	489	977	1,465	栄養改善、口腔機能向上サービスを実施していること。当該利用者に対して、1月につき2回以上サービスを実施していること。栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合。

サービス提供体制強化加算 I 要支援1	88 /月	90	179	269	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の配置。
サービス提供体制強化加算 I 要支援2	176 /月	179	358	537	
退院時共同指導加算	600 /回	611	1,221	1,831	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、その他の従業者が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定。退院につき1回限り、算定。
科学的介護推進体制加算	40 /月	41	82	122	日常生活動作、口腔、栄養、嚥下、認知症等のデータを厚労省に提出し、ケアの質の向上の取り組みを推進する。
介護予防通所リハビリテーション減算 要支援1	-120 /月	-122	-244	-366	12月を超えて予防通所リハビリテーションを行う場合
介護予防通所リハビリテーション減算 要支援2	-240 /月	-244	-488	-732	12月を超えて予防通所リハビリテーションを行う場合
介護職員処遇改善加算 (I・II・III・IV)	所定単位数の8.6%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	加算(I)8.6%、(II)8.3%、(III)6.6%、(IV)5.3%を所定単位数より算定。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の1単位相当を減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1単位減算				未実施の場合、所定単位数の100分の3単位相当を減算。感染症予防及び、まん延防止の指針、整備及び非常災害に関する具体的計画の策定

5 食費・その他費用・共通事項

料金の種類	金額		備考
食事の提供に要する費用	800	円/食	昼食代金(おやつ代含む)
日用品費	75	円/日	シャンプー・トイレトペーパー・石けん等
日用品費(半日利用)	35	円/日	シャンプー・トイレトペーパー・石けん等
教養娯楽費	75	円/日	おりがみ・のり・ハサミ・テープ等
教養娯楽費(半日利用)	35	円/日	おりがみ・のり・ハサミ・テープ等
紙パンツ M	133	円/枚	税込
紙パンツ L	143	円/枚	税込
紙オムツ M	125	円/枚	税込
紙オムツ L	143	円/枚	税込
尿取りパッド(小)	35	円/枚	税込
尿取りパッド(中)	38	円/枚	税込
尿取りパッド(大)	66	円/枚	税込
診断書料	2,200	円/通	1通につき (税込)
証明書料	1,100	円/通	支払い証明書等1通につき(税込)
予防接種料	実費		

